

「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン（原案）」に対して提出された  
意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成29年12月20日(水)から平成30年1月19日(金)までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン（原案）」についての意見・情報の募集を行い、また、市町に意見照会を行った結果、県民および団体・市町から合計20件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	県民	団体等	市町
序章 計画の策定にあたって			1件
第1章 高齢者を取り巻く状況			2件
第2章 計画の目指すもの			
第3章 重点課題と施策			
第1節 誰もがいきいきと活躍できる社会づくり	4件		2件
第2節 暮らしを支える体制づくり	1件		
第3節 認知症の人や家族等にやさしい地域づくり		1件	2件
第4節 適切なサービス提供に向けた基盤の整備			
第5節 介護職員の確保・育成・定着の推進	1件	1件	4件
第6節 介護保険制度の安定的運営と市町支援		1件	
第4章 計画の円滑な推進のために			
計	6件	3件	11件
		合計	20件

### 3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
序章 計画の作成にあたって			
1	2	<p>「3 計画の位置づけ」の「(1)計画の性格」の4点目に「滋賀県地域福祉支援計画との整合を図った計画とする」とあります。</p> <p>地域福祉支援計画は、改正介護保険法改正前の議論では福祉分野の上位計画としての位置づけが示されていましたが、本計画と地域福祉支援計画の位置づけはどのようになるのでしょうか。</p>	<p>社会福祉法の一部が改正され、第108条において、都道府県は、各市町村を通ずる広域的な見地から、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」などを定める計画を策定するよう努めることになりましたが、滋賀県地域福祉支援計画では、「現行の公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題など、地域における多様な課題に対応するための地域の支え合い」等を掲げています。</p> <p>レイカディア滋賀 高齢者福祉プランにおいては、第3章第1節に「共に支え合う地域づくり」の項目を設け、現行の滋賀県地域福祉支援計画（平成28年度から平成32年度まで）と整合を図っているところです。</p>
第1章 高齢者を取り巻く状況			
2	11	<p>主な疾病別に見た受療率 の2点目の文頭「特に、75歳以上高齢者は、」を「特に、75歳以上の高齢者は、」とした方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>&lt;修正前&gt;</p> <p>特に、<u>75歳以上</u>高齢者は、慢性疾患による受療率が高いほか、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有していることから、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれます。</p> <p>&lt;修正後&gt;</p> <p>特に、<u>75歳以上の</u>高齢者は、慢性疾患による受療率が高いほか、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有していることから、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれます。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
3	12	<p>要介護等認定者における認知症高齢者の推計の文頭「認知症高齢者数は65歳以上人口の」を「認知症高齢者数は65歳以上の人口の」とした方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>&lt;修正前&gt;          認知症高齢者数は<u>65歳以上</u>人口の増加に伴い増加すると予測され、各年齢の認知症有病率が一定として見込んだ場合では、平成37年(2025年)には約7万人、高齢者5人に1人と見込まれます。</p> <p>&lt;修正後&gt;          認知症高齢者数は<u>65歳以上の</u>人口の増加に伴い増加すると予測され、各年齢の認知症有病率が一定として見込んだ場合では、平成37年(2025年)には約7万人、高齢者5人に1人と見込まれます。</p>
第3章 第1節 誰もがいきいきと活躍できる社会づくり			
4	30 31	<p>レイカディア大学を受講するには、圏域によっては距離が離れていること、また定年後(60歳以降)から参加しようと思うとできないこともあるので、各市町や圏域でレイカディア大学のミニ版のようなことを企画する支援についても記述していただきたい。</p>	<p>レイカディア大学は、全圏域を対象に地域の担い手を養成しているもので、草津校と米原校を設けています。</p> <p>市町や県域単位での取り組み支援については、「共に支え合う仕組みづくり(P31)」による支援と併せて、生涯学習にかかる情報提供も進めていく(P30)ことから、追記は行わず、原案のとおりとします。</p>
5	31	<p>体調に問題を感じておられない高齢者は、日常の「見守り」の必要性を感じておられない方もいます。一人暮らし高齢者の体調の急変時を考えれば、見守る側だけでなく、高齢者本人に対しても見守りの必要性を知っていただくことが必要だと思えます。</p>	<p>ひとり暮らしの高齢者が普段から地域の人と関わることは大切な視点と考えますので、ご意見を踏まえて、次のとおり修正します。</p> <p>&lt;修正前&gt;  <u>社会とのつながり</u>や日常生活支援が必要な人を地域で支えるため、自治体、社会福祉法人などの福祉サービス事業者、NPO、老人クラブ、住民組織などの協働による地域で支え合う仕組みづくりを支援します。</p> <p>&lt;修正後&gt;  <u>高齢者の地域との関わり合いを進め、</u>日常生活支援が必要な人を地域で支えるため、自治体、社会福祉法人などの福祉サービス事業者、NPO、老人クラブ、住民組織などの協働による地域で支え合う<u>機運の醸成と支え合いの</u>仕組みづくりを支援します。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
6	31	<p>若者と高齢者が1つの共生コミュニティを作って生活しているところがありました。理想の形だと思うので、滋賀県も1つまずテスト的に行ってみたい。</p>	<p>世代を超えて地域住民が共に支え合いながら暮らすことができることは大切な視点と考えており、本計画のP31にも関連の記述をしているところです。</p> <p>本県も地域の実情に応じた共生コミュニティの取組を進めているところであり、今後も地域ニーズに応じた取組を進めて参ります。</p>
7	31	<p>介護離職の防止など、介護に取り組む家族等を支援する観点から、企業や労働施策担当部門との連携により取組を進めていくことが求められている中、介護休暇制度や、介護と仕事の両立に関する情報提供は、事業主や労働者、県民向けに発信されることが重要です。</p> <p>これを踏まえ、市町だけでなく県として、事業主への働きかけや県民への啓発等にどのように取り組まれるのかを記載されてはいかがでしょう。</p>	<p>この計画は、各施策の方向性を定めるもので、具体的な取組までは記載していませんが、ワーク・ライフバランスの推進に係る取組など介護離職防止に関する啓発施策を推進することとして、原案を次のとおり修正します。</p> <p>&lt;修正前&gt;</p> <p>家族などを介護する人が、介護をしながら就業を継続できるよう、企業への啓発施策を推進するとともに、多様な働き方ができる就業環境の整備と就業機会の確保を図ります。</p> <p>&lt;修正後&gt;</p> <p>家族などを介護する人が、介護をしながら就業を継続できるよう、企業や県民への啓発施策を推進するとともに、多様な働き方ができる就業環境の整備と就業機会の確保を図ります。</p>
8	31	<p>訪問介護を利用して仕事をしながら親の在宅介護を行っていても、仕事が休みの日は訪問介護が利用できないために休息がとれず、精神的・肉体的に不安を感じている。</p>	<p>家族を介護する労働者の支援は大切な視点と考えており、本プランにおいてもP31に関連の記述をしているところです。</p> <p>介護と仕事を両立できるよう、介護者支援の取組を関係機関と連携して進めていきます。</p>
9	35 43	<p>高齢者の健康管理にあたって、医師でなくても簡単にできる検査（質問に回答するだけの検査）や、同居家族で対応できる高齢者の健康チェックを無料で実施するなど、検査のハードルを下げてはいかがでしょう。</p>	<p>市町において、介護予防・日常生活総合支援事業や健康増進、生活習慣病予防に関する取組が行われているところであり、県としてもこれらの取組を支援することで、県民の健康づくりについての意識啓発につなげたいと考えています。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第3章 第2節 暮らしを支える体制づくり			
10	46	高齢者が体調を崩して救急搬送されても、数週間で退院される場合もあれば、看取りの場合もあって見極めが難しい。このことが病院外の見取りが少ない要因の一つと感じています。	介護職員等を対象とした研修会やグループワークを開催して看取り介護技術の向上を図るとともに、かかりつけ医や訪問看護師などの医療福祉の関係者・関係機関との連携を進め、本人が望む形での在宅療養・看取りが実現できる地域づくりを目指します。
第3章 第3節 認知症の人や家族等にやさしい地域づくり			
11	51	文中に「養介護施設従事者」と「要介護施設従事者」の2通りの記載があります。	<p>「養介護施設従事者」と表現を統一することとして、原案を次のとおり修正します。</p> <p>&lt;修正前&gt;</p> <p>平成27年度(2015年度)に高齢者虐待と判断された件数は、養護者による虐待329件、養介護施設従事者による虐待9件であり、養護者による虐待は300件前後で推移しており、<b>要介護施設従事者</b>による虐待は0から1件で推移していたのが急増しています。</p> <p>&lt;修正後&gt;</p> <p>平成27年度(2015年度)に高齢者虐待と判断された件数は、養護者による虐待329件、養介護施設従事者による虐待9件であり、養護者による虐待は300件前後で推移しており、<b>養介護施設従事者</b>による虐待は0から1件で推移していたのが急増しています。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
12	51	<p>高齢者の権利擁護 の5点目の文章を「国の成年後見制度利用促進計画に基づき、中核機関となる機関の設置や市町計画の策定に向けた取り組みが進められ、また、県内には各保健福祉圏域に成年後見支援センターが整備されていますが、各センターの機能や役割には差がある状況です。」としてはどうか。</p>	<p>国の成年後見制度利用計画にかかる現状・課題を説明している文章であることが明らかになるよう、原案を次のとおり修正します。</p> <p>&lt;修正前&gt;</p> <p>国の成年後見制度利用促進計画では、中核機関となる機関の設置や市町計画の策定が進められており、県内には各保健福祉圏域に成年後見支援センターが整備されていますが、各センターの機能や役割には差がある状況です。</p> <p>&lt;修正後&gt;</p> <p>国の成年後見制度利用促進計画では、<u>中核機関を設置することや、市町計画の策定に努めることが示されています。</u>県内には各保健福祉圏域に成年後見支援センターが整備されていますが、各センターの機能や役割には差がある状況です。</p>
13	51	<p>専門職による実践の「磨き上げ」とは、どういうことなのかが分かり難いので、表現を代えた方が良くと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>&lt;修正前&gt;</p> <p>認知症の人や家族の意見を聞き、認知症に関する最新知見を確認しながら、認知症とともに生きるための工夫や、<u>介護者負担を軽減するための取り組み、専門職による実践の「磨き上げ」を推進します。</u></p> <p>&lt;修正後&gt;</p> <p>認知症の人や家族の意見を聞き、認知症に関する最新知見を確認しながら、認知症とともに生きるための工夫や、<u>介護者負担を軽減するための取組の発信、介護職の専門性向上など、専門職による実践の「磨き上げ」を推進します。</u></p>
第3章 第5節 介護職員の確保・育成・定着の推進			
14	89 124	<p>「県内の介護福祉士養成施設などの定員は70名」とありますが、その対象施設の内訳を記載いただきたい。また、高等学校による養成についても追記いただきたい。</p>	<p>滋賀県内の介護福祉士養成施設の内訳および福祉系高等学校の情報につきましては、巻末のデータ集に追記することとし、第5節の「1 現状・課題」に福祉系高等学校に関する以下の記述を追記します。</p> <p>&lt;追記&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業時に介護福祉士の受験資格が得られる福祉系高等学校が県内に2校あります。</li> </ul>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
15	90	第5節に「目指す姿」について記載いただきたい。	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり第5節に「目指す姿」を記載します。</p> <p>&lt;追記&gt;  目指す姿  ・介護サービス利用者やその家族が安心して生活している。  ・需要に対して必要な介護職員が確保されている。</p>
16	91	「介護職員の確保」の「ア 介護人材の参入促進」の2点目の文末を「介護未経験者の新規参入を促進します。」とした方がよいのではないのでしょうか。	<p>介護人材の参入については未経験者だけではないことも考慮し、次のとおり修正します。</p> <p>&lt;修正前&gt;  介護職員の確保対策の強化に向けて、介護・福祉人材センターとハローワークや市町など関係機関との一層の連携強化を図ることで、<b>新規参入を促進</b>します。</p> <p>&lt;修正案&gt;  介護職員の確保対策の強化に向けて、介護・福祉人材センターとハローワークや市町など関係機関との一層の連携強化を図ることで、<b>潜在有資格者などの再就業や介護未経験者の新規参入を促進</b>します。</p>
17	91 105	第5節に「市町に対する支援策についての取組」を記載いただきたい。	<p>この計画は、各施策の方向性を定めるもので、具体的な取組までは記載していませんが、市町が行う人材確保の取組を支援することも県の役割として位置づけることとして、第4章の「県の役割」(P105)の記述を次のとおり修正します。</p> <p>&lt;修正前&gt;</p>
18		<p>介護人材の確保等について、各市町との連携や協働して確保していく必要があると考えます。</p> <p>各市町との連携等についての考えや施策について記載が可能であればお願いしたい。</p>	<p>保健・医療・福祉サービスの人材確保施策や、専門的人材の確保と質の向上に積極的に<b>取り組みます。</b></p> <p>&lt;修正後&gt;  保健・医療・福祉サービスの人材確保施策や、専門的人材の確保と質の向上に積極的に<b>取り組むとともに、市町の人材確保にかかる取組を支援</b>します。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
19	91	「多様なニーズに対応できる介護職員の人材育成」の中に、高齢障がい者など障がい特性に応じた対応のできる介護職員の人材育成も含めていただきたい。	障害者自立支援会議や地域ケア会議などを通じて、高齢障害者のニーズを踏まえた適切なサービス提供に向けて取組を進めることで、介護支援専門員と相談支援専門員の連携のみならず、介護職員を含めた他職にも普及させたいと考えています。
第3章 第6節 介護保険制度の安定的運営と市町支援			
20	100	サービス事業所に対して、感染管理に関する知識と技術の普及に、より務めていただきたい。	<p>事業所における感染症の予防や、発生時の早期収拾を図ることは必要なことであり、本計画のP100に関連の記述をしているところです。</p> <p>感染症についての知識や適切な対処方法の一層の普及を図るため、介護サービス事業所の職員が感染制御・感染管理に関する専門的指導・助言を受ける機会の確保に努めていきます。</p>